

外貨定期預金規定

第1条（取引時確認）

- (1) この預金の開設等には、法令で定める取引時確認を行います。この場合、確認に必要な資料の提示または提出を求めます。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合は、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。

第2条（取扱日）

この預金は、当金庫の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、この預金の預入れ、解約または書替継続ができないことがあります。

第3条（預入れの最低金額）

この預金の預入額は、表面記載の当該外貨ごとに定める当金庫所定の最低金額以上とします。

第4条（預金の支払時期）

- (1) この預金は、表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

第5条（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書または計算書と引換えに、当店で返却します。

第6条（反社会勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第7条第4項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第7条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第7条（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名捺印して当店に提出してください。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第15条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 法令で定める取引時確認、または第17条第1項もしくは第2項で定める当金庫からの求めによる各種確認への回答や提出された資料が偽りであることが判明した場合

- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥ 第1号から前号までのいずれかに該当する合理的な疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの各種確認や資料の提出の求めに応じない場合
 - ⑦ 第17条第1項から第3項までに定める取引の制限が解除されないまま1年を経過した場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者（本項において法人の場合は、その代表者及び実質の支配者等を含む。）との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDまでに準ずる行為
- (5) この預金が、一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- (6) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第8条（外国通貨現金による払戻し）

この預金の外貨現金による払戻しは行いません。当金庫所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払います。

第9条（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数・表面記載の利率および当金庫所定の付利単位によって1年を365日として日割で計算します。た

だし、1年を365日とする以外の定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当金庫所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は、預入れ外貨の1通貨単位とします。

第10条（外国為替相場・手数料）

この預金の預入れ、または解約については当金庫所定の取扱手数料をいただきます。

第11条（差引計算）

- (1) 当金庫に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかにかわらず、当金庫はこの預金をいつでも当金庫所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合でこの預金と債務の通貨種類が異なるときにはこの預金は相殺または弁済充当時における当金庫所定の外国為替相場により、円貨または当金庫に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

第12条（届出事項の変更、証書の再発行等）

- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書を再発行（汚損等による再発行を含む。）及び印章の紛失により改印する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

第13条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条（印鑑照合等）

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第15条（譲渡、質入れ等の禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質

入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第16条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、満期日前であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書裏面の受取欄に当金庫所定の用紙に、届出の印章により記名捺印して、直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保護債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する充當方法により充當します。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は第9条第1項に定める利率、満期日以後の期間は第9条第2項に定める利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第17条（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握する必要があると認める場合は、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等のこの外貨定期預金規定（以下「本規定」といいます。）に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 第1条第2項により、日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者が、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出た場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは

経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第18条（規定の変更等）

- (1) 当金庫は、次に掲げる場合には、本規定の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があったものとみなし、個別に預金者と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。
- ① 本規定の変更が、預金者の一般の利益に適合する場合
 - ② 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- (2) 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。
- (3) 第1項の規定による本規定の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。

第19条（為替予約）

この預金を満期日に解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める当金庫所定の先物外国為替に係る取引規定によります。

第20条（準拠法、裁判管轄）

- (1) この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。
- (2) この預金契約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

北おおさか信用金庫
(2026年10月1日改正)